

調停委員の任命上申拒絶に対する不服申立に関する会長声明

本日、当会は、最高裁判所に対して、大阪家庭裁判所が外国籍の当会会員を家事調停委員に任命上申しなかったことについて、裁判所法第 82 条に基づく不服を申し立てた。

当会は、大阪家庭裁判所からの推薦依頼に応じて、2011 年（平成 23 年）10 月 14 日、当会会員 59 名を同家庭裁判所本庁勤務の家事調停委員に推薦したが、これには 2 名の韓国籍会員を含んでいた。これに対し、同年 12 月、同家庭裁判所は、外国籍であることを唯一の理由として、両会員を家事調停委員に任命上申しなかったことを連絡してきた。

しかしながら、大阪家庭裁判所の任命上申拒絶は、家事審判法第 22 条の 2 第 2 項に基づき最高裁判所が制定した民事調停委員及び家事調停委員規則第 1 条において、「弁護士となる資格を有する者」を調停委員の有資格者としながら、国籍を何ら調停委員の資格要件としていないことに反するばかりではなく、権利の性質上日本国民のみに適用されるものを除き、わが国に在留する外国人にも等しく適用される法の下での平等原則（憲法第 14 条第 1 項）に違反するものといわざるを得ない。また、かつて外国籍（中華民国）の当会会員を民事調停委員に任命していた最高裁判所の先例に反することも明らかである。

前記調停委員規則は、弁護士が法的紛争の解決について専門的知識を有するものと位置づけて、一定期間の実務経験を有する弁護士は調停委員の資格要件を満たすものとしており、当会は、この法令の趣旨に応じて、国籍の如何に関わらず適格者たる会員を選考し、大阪家庭裁判所に推薦したものである。とくに、涉外案件において、当会の推薦した外国籍調停委員が紛争解決に大いに寄与することが期待できるのであり、同家庭裁判所が調停委員の任命上申にあたり、明文にない国籍要件を付加して判断する理由は実質的にも存しない。

当会は、2007 年（平成 19 年）12 月と 2009 年（平成 21 年）12 月の 2 回にわたり、外国籍の当会会員を家事調停委員に推薦したが、いずれの場合も大阪家庭裁判所は最高裁判所への任命上申を行わなかった。その後も、当会、近畿弁護士会連合会及び日本弁護士連合会は、これまで会長声明、理事会決議、意見書などを最高裁判所に送り、外国籍の弁護士を調停委員に採用するように求めてきたが、それにもかかわらず、前記当会の推薦行為に対して、同家庭裁判所は、再々度、任命上申を行わなかった。

もはや、当会は、大阪家庭裁判所の違法な任命上申拒絶を放置することはできない。そこで、当会は、任命上申拒絶が裁判所の事務取り扱いに関する事項であることから、裁判所法第 82 条に基づいてこれに対する不服を申し立てることとした。

当会は、最高裁判所が速やかにこの申立を受け入れ、同裁判所において、大阪家庭裁判所に対し、外国籍の当会会員を家事調停委員に任命上申するよう、監督権の行使を求めるものである。

2012 年（平成 24 年）2 月 10 日

大 阪 弁 護 士 会

会 長 中 本 和 洋